

広島市の原爆被爆者対策の概要

広島市健康福祉局原爆被害対策部

1 推定被爆人口等

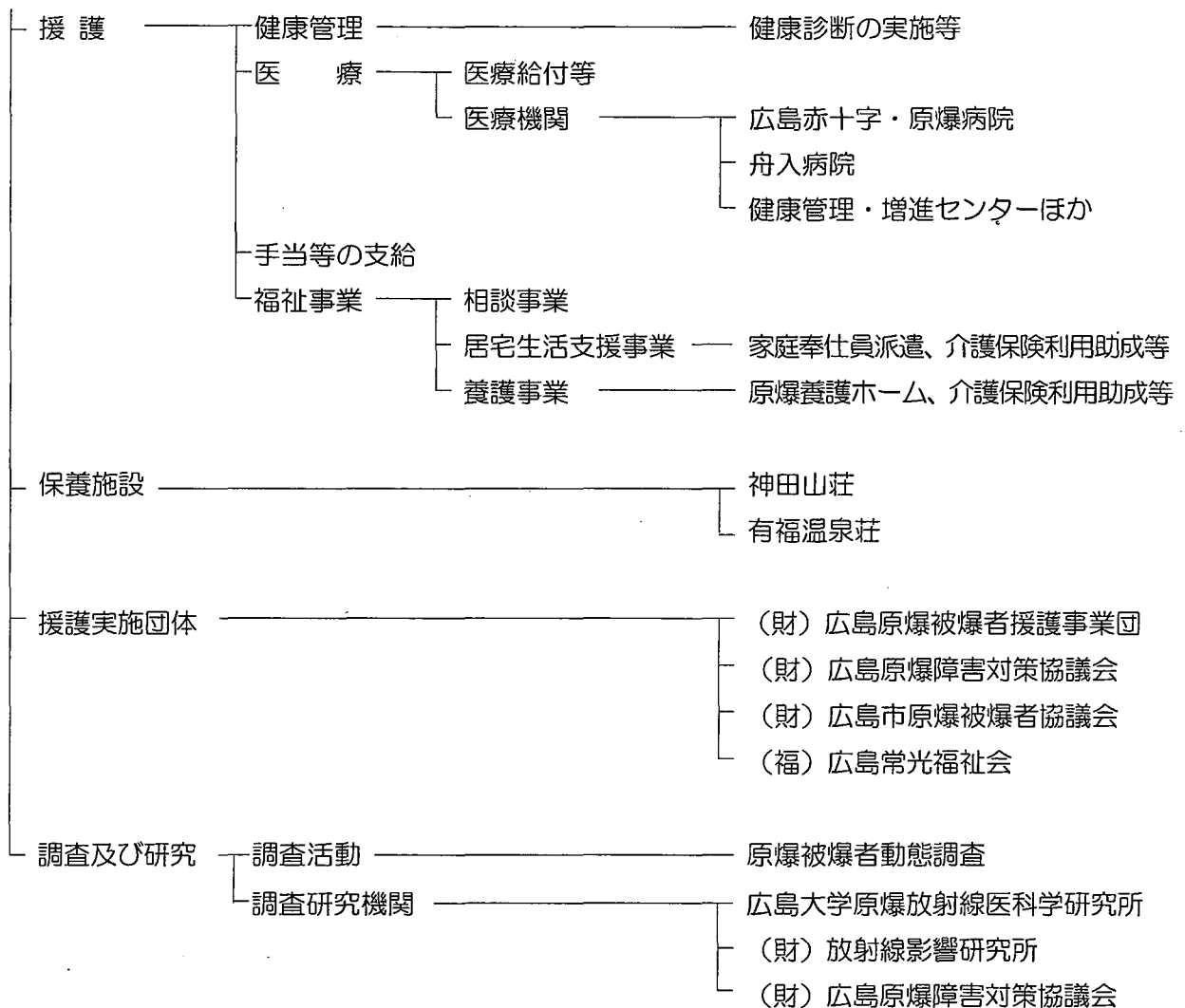
- (1) 推定直接被爆人口 34～35万人
 (2) 推定死亡者数 14万人(±1万人) 昭和20年8月6日～昭和20年末

2 被爆者数(平成23年3月31日現在)

号	区 分	人 数
1	直接被爆者	41,990人
2	入市被爆者	16,753人
3	救護・看護、死体処理に従事した者等	7,512人
4	1～3号に該当する者の胎児であった者	2,631人
計		68,886人

被爆者の平均年齢 77.0歳(前年比0.7歳上昇)

3 原爆被爆者対策の施策体系



4 原爆症認定申請

年度	申請件数	認定件数	却下件数	認定被爆者数	被爆者数
平成 19 年度	735件	60件	69件	816人	75,642人
平成 20 年度	3,369件	951件	14件	1,553人	73,388人
平成 21 年度	1,515件	1,001件	543件	2,323人	71,194人
平成 22 年度	902件	584件	2,123件	2,656人	68,886人
平成 23 年度	119件	148件	191件		

平成23年度は5月末現在、認定被爆者数及び被爆者数は各年度末の数値である。

5 健康診断

種 類	件数（平成 22 年度実績）
一般検査	42,117件
Ⅱ （がん検診）	67,683件
精密検査	36,052件

6 手当等の支給

種 類	支給額（平成 23 年度）	件数（平成 22 年度実績）
	月額	1 か月平均
医療特別手当	136,890 円	3,296人
特別手当	50,550 円	395人
原子爆弾小頭症手当	47,110 円	10人
健康管理手当	33,670 円	58,756人
保健手当	16,880 円	1,511人
Ⅱ （身体上の障害がある方又は 70 歳以上で 身寄りのない単身居宅生活者）	33,670 円	806人
介護手当（重度障害）	104,530 円以内	818人
Ⅱ （中度障害）	69,680 円以内	
家族介護手当	21,500 円	443人
葬祭料	1 件につき 201,000 円	1 か年 2,638件

7 広島市の援護

国が行う原爆被爆者の援護対策を補完し、あるいは、より効果的な推進を図るため、「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」を制定し、各種の援護対策事業を行っている。

（例）被爆者相談の実施

被爆者介護手当付加金の支給

被爆身体障害者福祉手当の支給

介護保険サービス利用料の助成 など

平成23年度被爆者援護のお知らせ

被爆者の皆さんの援護について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によるものや、広島市が定めた「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」によるものを紹介しています。

この中でいう「被爆者」とは、広島市長から被爆者健康手帳の交付を受けた方のことです。

手続などの詳しいことや、不明なことは18ページに記載の「被爆者相談・手当等の申請・受付窓口」にお問い合わせください。

なお、被爆者援護については、広島市ホームページ（→市民生活→健康・福祉・医療（病院）→福祉（高齢者・介護、障害福祉情報など）→被爆者援護）にも掲載しています。

広島市健康福祉局原爆被害対策部

1 被爆者相談員による相談

- (1) 被爆者に対する相談…………… 1
- (2) 原子爆弾小頭症患者に対する相談… 1

2 医療の給付・健康管理など

- (1) 一般疾病に対する医療の給付…………… 1
- (2) 認定疾病に対する医療の給付…………… 2
- (3) 被爆者健康診断…………… 2
- (4) 被爆者健康交流事業…………… 3
- (5) 被爆二世健康診断…………… 3

3 施設入所などによる養護・介護

- (1) 原爆養護ホームへの入所…………… 4
- (2) 原爆養護ホームにおける短期入所生活
介護（ショートステイ）…………… 5
- (3) 原爆養護ホームにおける日帰り介護
（デイサービス）…………… 6
- (4) 被爆者家庭奉仕員の派遣（ホームヘル
プサービス）…………… 6
- (5) 老人福祉措置（養護老人ホーム等）負
担金助成…………… 6

4 各種手当など

- (1) 医療特別手当…………… 7
- (2) 特別手当…………… 7
- (3) 原子爆弾小頭症手当…………… 7
- (4) 原子爆弾小頭症患者見舞金…………… 7
- (5) 健康管理手当…………… 8
- (6) 保健手当…………… 8
- (7) 介護手当…………… 9
- (8) 被爆者介護手当付加金…………… 9
- (9) 葬祭料…………… 10
- (10) 認定被爆者弔慰金…………… 10
- (11) 被爆者特別検査促進手当…………… 10
- (12) 被爆身体障害者福祉手当…………… 10

- (13) 被爆者在宅高齢者福祉手当…………… 11
- (14) 被爆者生活特別手当…………… 11
- (15) 認定被爆者通院交通費…………… 11

5 介護保険利用料助成など

- (1) 介護保険サービスに対する利用料助成… 12
- (2) 介護保険サービスに対する医療の給付… 13

6 税法上の特別措置など

- (1) 税法上の特別措置…………… 14
- (2) 施設利用料等の減免…………… 14
- (3) 被爆者保養施設の利用…………… 15

7 被爆者健康手帳等の申請

- (1) 被爆者健康手帳…………… 16
- (2) 第一種健康診断受診者証…………… 16

8 在外被爆者に対する援護施策など

- (1) 在外被爆者支援事業…………… 17
- (2) 日本国外からの被爆者健康手帳・手当・
葬祭料等の申請…………… 17

9 原爆被爆者対策予算の状況

…… 17

1 被爆者相談員による相談

(1) 被爆者に対する相談

被爆者の健康・福祉の増進を図るため、各区健康長寿課の被爆者相談員が、健康、生活、医療、その他各種の相談に応じ、必要な場合は被爆者の家庭を訪問します。また、原爆養護ホームへの入所、原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）及び日帰り介護（デイサービス）等の利用に関する相談も行っています。

また、被爆者相談ダイヤル（☎(082) 504-2196）で電話でのご相談も受け付けています。

(2) 原子爆弾小頭症患者に対する相談

原子爆弾小頭症患者とその家族の生活全般を支えていくため、専任の被爆者相談員（医療ソーシャルワーカー）が、医療、福祉、生活支援の総合的な相談に応じ、必要な場合は患者や家族の家庭等を訪問します。

2 医療の給付・健康管理など

(1) 一般疾病に対する医療の給付

被爆者が都道府県知事指定の医療機関等で病気やけがの治療を受けた場合、健康保険等の自己負担分を負担しないで医療を受けることができます。

また、やむを得ない理由により都道府県知事の指定を受けていない医療機関等で受診した場合や治療上必要があると認められたコルセット等の治療用装具を作成した場合などは、いったん医療費を支払った後、領収書等を添付し申請することで払戻しを受けることができます。

ただし、「自分の故意の犯罪行為」、「故意、重大な過失」、「けんか、泥酔など自分の不行跡」により病気やけがをしたときや、「医師の指示に理由なく従わなかったとき」は、医療の全部又は一部の給付を受けることができません。

また、「遺伝性、先天性の病気」、「被爆以前にかかった精神病」、「軽い虫歯」については、原子爆弾の放射能との関連が比較的少ないものと考えられるため、医療の給付を受けられません。

〔必要書類〕

- ①健康保険等の被保険者証
- ②健康保険高齢受給者証（所持者）
- ③被爆者健康手帳

(2) 認定疾病に対する医療の給付

厚生労働大臣の認定を受けた被爆者（認定被爆者）は、その認定を受けた病気やけがについて、厚生労働大臣指定の医療機関等で全額国費をもって医療を受けることができます。

また、医療特別手当を受給している方で、認定疾病の治療のため通院している方に、認定被爆者通院交通費が支給されます。（詳しくは、11ページをご覧ください。）

〔必要書類〕 ①認定書 ②被爆者健康手帳

【認定被爆者とは】

被爆者が、原子爆弾の傷害作用により起こった病気やけがについて、医療を受ける必要があるときは、その病気やけがが「原子爆弾の傷害作用によるもので、現に治療を要する状態にあること」又は「原子爆弾の熱線などの放射能以外の傷害作用による場合には、その方の治癒能力が放射能の影響を受けているため現に治療を要する状態にあること」についての厚生労働大臣の認定を受けた方をいいます。

この病気やけがは、例えば、ア. 白血病 イ. 胃がん ウ. 大腸がん
エ. 乳がん オ. 食道がん カ. 卵巣がん キ. 尿路系がん ク. 甲状腺がん
ケ. 肺がん コ. 肝臓がん サ. 皮膚がん シ. 副甲状腺機能亢進症
ス. 放射線による白内障 セ. 放射線による心筋梗塞
ソ. 放射線による甲状腺機能低下症 タ. 放射線による慢性肝炎・肝硬変
などがあります。

〔必要書類等〕 ①認定申請書 ②医師の意見書
③健康診断個人票（精密検査用） ④被爆者健康手帳
⑤印鑑

(3) 被爆者健康診断（第一種健康診断受診者証の所持者も含む。）

ア 健康診断には、期日や場所を指定して行う定期健康診断（年2回=年度の9月末をさかいに前期と後期で各1回）と、さらに年2回を限度として被爆者の申請による健康診断があります。この申請による健康診断のうち1回は、希望によりがん検診を行うことができます。

また、骨粗しょう症の検診も行っています。（広島市健康づくりセンターで希望により年1回）

イ 健康診断は、一般検査、がん検診及び精密検査によって行います。

- 一般検査は、（ア）視診・問診・聴診・打診及び触診による検査
（イ）CRP検査（ウ）血球数計算（エ）血色素検査（オ）尿検査（カ）血圧測定
（キ）医師が必要と認めた場合の肝臓機能検査及びヘモグロビンA1c検査となっています。

- がん検診は、胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫の検診となっています。
 - 精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とした場合に行います。
- ウ 健康診断を受診する際、次に掲げる方について交通手当が支給されます。
- (自宅から健康診断実施場所までの最も経済的かつ合理的な経路による公共交通機関(タクシーを除く。)の金額)
- 一般検査(がん検診を含む。)の受診者で、往復400円以上の交通費を要した方
 - 精密検査の受診者で、交通費を要した方
- ※ 長崎で被爆した方で、第二種健康診断受診者証所持者は、年1回一般検査のみ受診できます。

(4) 被爆者健康交流事業

被爆者の心身の健康や生きがいづくり・介護予防のために、以下の事業を行っています。

〔内 容〕

- ①お風呂の日：毎月2回、広島市内の本事業で定めた公衆浴場で「入浴カード」を提示すると入浴料が無料となります。
対象者(平成23年2月1日現在において、居住の単身世帯の方)には、4月上旬に入浴カードを送付します。
- ②地区交流会：各区スポーツセンター等で健康づくり教室又は交流会を実施しています。
- ③健康教室：健康や福祉制度についての講演会等を開催しています。

(5) 被爆二世健康診断

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であって、次のいずれかに該当する広島市内に居住する方を対象として実施しています。

- 広島被爆にあっては昭和21年6月1日以降に生まれた方
- 長崎被爆にあっては昭和21年6月4日以降に生まれた方

なお、受診には事前の申込みが必要となります。

3 施設入所などによる養護・介護

(1) 原爆養護ホームへの入所

被爆者が居宅において養護・介護を受けることが困難な場合、入所して養護・介護を受ける施設です。

● 特別養護ホーム

- 〔施設名〕
- ・「神田山やすらぎ園」
東区牛田新町一丁目18-2 ☎(082)223-1390
 - ・「倉掛のぞみ園」
安佐北区倉掛三丁目50-1 ☎(082)845-5025
 - ・「矢野おりづる園」
安芸区矢野東二丁目4-25 ☎(082)822-1228

〔費用〕 その月の日数によって異なりますが、自己負担額は所得状況に応じて概ね次の表のとおりになります。

(1か月の目安額)

対 象 者		負担段階	食 費	居住費	合計額
市世帯 民税全 税非課 税が	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	1万円	負担なし 2万5,000円	1万円 3万5,000円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方	第2段階	1万2,000円	1万円 2万5,000円	2万2,000円 3万7,000円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円を超える方	第3段階	2万円	1万円 5万円	3万円 7万円
市 民 税 課 税 世 帯 の 方		第4段階	4万2,000円	1万円 6万円	5万2,000円 10万2,000円

居住費・合計額の上段: 神田やすらぎ園・倉掛のぞみ園
下段: 矢野おりづる園

※ 神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園では、前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が年間0円の方は、居住費・食費が免除される制度がありますのでご相談ください。

〔申 込 先〕 住所地の区健康長寿課

● 一般養護ホーム

〔施設名〕 「舟入むつみ園」
中区舟入幸町14-11 ☎(082)291-1555

〔費用〕 自己負担はありません。

〔申 込 先〕 住所地の区健康長寿課

(2) 原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の被爆者で、介護している家族が疾病等によって一時的に介護を行うことが困難となった場合又は日常生活を営むのに支障がある場合、原爆養護ホーム（矢野おりづる園を除く。）での短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できます。

〔費 用〕

●「特別養護」区分の方

次の表のとおり、所得状況に応じて費用が異なります。

対 象 者		負担段階	食 費	滞在費	合計額
生活保護を受けている方		第1段階	300円	負担なし	300円
市 世 民 帯 税 全 非 員 課 税 が	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	300円	負担なし	300円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方	第2段階	390円	320円	710円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円を超える方	第3段階	650円	320円	970円
市 民 税 課 税 世 帯 の 方		第4段階	1,380円	320円	1,700円

(1日当たり)

●「一般養護」区分の方

自己負担は1日当たり780円です。（食材料費）

※なお、被爆者が障害者福祉サービス等の短期入所を利用した場合においても被爆者等が負担する費用が助成される制度があります。

〔申 込 先〕 住所地の区健康長寿課

(3) 原爆養護ホームにおける日帰り介護（デイサービス）

日常生活を営むのに支障がある在宅の被爆者を対象に、通所による機能訓練や入浴、給食などのサービスを行います。

〔費 用〕 1回につき660円（なお、サービスの内容によっては、別途材料費等を負担していただく場合があります。）

〔申 込 先〕 舟入おつみ園デイサービスセンター
☎(082)291-1555

(4) 被爆者家庭奉仕員の派遣（ホームヘルプサービス）

心身の障害又は傷病等の理由により、日常生活を営むのに支障がある被爆者の家庭に家事や介護等を行うホームヘルパーを派遣します。なお、費用の負担はありません。

〔対 象 者〕 64歳以下で、次のいずれの要件にも該当する被爆者
ア 介護保険法の規定による要支援認定又は要介護認定を受けていない方
イ 心身の障害又は傷病等の理由により日常生活を営むのに支障があり、かつ、日常生活の世話を行う人がいない方
ウ その属する世帯の生計中心者に所得税が課されていない世帯（生活保護受給世帯を含む。）にある方

〔申 込 先〕 住所地の区健康長寿課

(5) 老人福祉措置（養護老人ホーム等）負担金助成

広島市の措置により、養護老人ホーム等に入所している被爆者又はその扶養義務者に対し、その措置に要する費用の全部又は一部が助成されます。

〔助 成 額〕 費用徴収基準による負担金に相当する額等

〔必 要 書 類〕 申請書

〔申 込 先〕 住所地の区健康長寿課

4 各種手当など

- ◎ 必要書類等の中には、申請時に提出していただく書類以外に、確認のため持参していただきたい書類等を併せて記載しています。
- ◎ 諸手当の診断書は、申請する月の前月1日以降に作成されたものに限りです。
- ◎ 諸手当（介護手当及び被爆者介護手当付加金は除く。）は、申請月の翌月分から支給対象となります。
- ◎ 諸手当は、口座に振り込みます。

(1) 医療特別手当

認定被爆者（2ページの「認定被爆者とは」をご覧ください。）で、認定を受けた病気やけがが続いている方に支給されます。

ただし、特別手当、健康管理手当、保健手当、被爆身体障害者福祉手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕 月額 136,890円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②診断書（医療特別手当用）

③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

(2) 特別手当

認定被爆者で、認定を受けた病気やけがが治っている方に支給されます。

ただし、医療特別手当、健康管理手当、保健手当、被爆身体障害者福祉手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕 月額 50,550円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②申請者名義の普通預金通帳

③被爆者健康手帳 ④印鑑

(3) 原子爆弾小頭症手当

被爆者のうち、原子爆弾の放射能の影響による小頭症患者の方に支給されます。

ただし、健康管理手当、保健手当、被爆身体障害者福祉手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕 月額 47,110円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②診断書（原子爆弾小頭症手当用）

③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

(4) 原子爆弾小頭症患者見舞金

8月1日又は12月1日現在における原子爆弾小頭症手当の受給者に対して支給されます。

〔支給額〕 8月・12月とも、10,000円

(5) 健康管理手当

被爆者のうち、厚生労働省令で定める**ア**から**サ**までの障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除く。）にかかっていると認定された方に支給されます。

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、保健手当、被爆身体障害者福祉手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔厚生労働省令で定める障害を伴う疾病〕

- ア 造血機能障害を伴う疾病……………(例 再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- イ 肝臓機能障害を伴う疾病……………(例 肝硬変など)
- ウ 細胞増殖機能障害を伴う疾病……………(例 悪性新生物など)
- エ 内分泌腺機能障害を伴う疾病……………(例 糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など)
- オ 脳血管障害を伴う疾病……………(例 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- カ 循環器機能障害を伴う疾病……………(例 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- キ 腎臓機能障害を伴う疾病……………(例 ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など)
- ク 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)
- ケ 呼吸器機能障害を伴う疾病……………(例 肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- コ 運動器機能障害を伴う疾病……………(例 変形性関節症、変形性脊椎症など)
- サ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病…(例 胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

〔支給額〕 月額 33,670円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②診断書（健康管理手当用）

③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

(6) 保健手当

被爆者のうち、原子爆弾が投下された際、爆心地から2キロメートルの区域内で直接被爆した方又は当時その方の胎児であった方に支給されます。

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、被爆身体障害者福祉手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕

- 厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害がある方
(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものを除く。)
 - 配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上のひとり暮らしの方
 - その他の方
- } 月額 33,670円
- 月額 16,880円

〔必要書類等〕

①申請書 ②申述書（一部地域のみ）

③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

⑥身体上の障害がある方は診断書（保健手当用）

⑦配偶者、子及び孫のいずれもない70歳以上のひとり暮らしの方は、

ア 戸籍謄本等（配偶者、子及び孫のいずれもないことを証明するもの）

イ 同居している者がいないことを明らかにすることが
できる書類（同居している者がいないことの民生委員の証明等）

(7) 介護手当

被爆者のうち、厚生労働省令で定める範囲の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものを除く。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方に支給されます。

〔支給額〕

● 介護費用を支払っている場合

ア 重度障害 月額 104,530円以内

イ 中度障害 月額 69,680円以内

※ 介護手当を受給することができる方が、介護保険サービスの訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護及び障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護を利用したときは、その利用料や支給限度額を超えた費用についても、介護手当を申請できます。

ただし、介護保険法の高額介護（予防）サービス費及び障害者自立支援法の高額障害福祉サービス費が支給される場合は、高額介護（予防）サービス費及び高額障害福祉サービス費の申請をした後で介護手当の申請をしてください。

また、上記の高額介護（予防）サービス費及び高額障害福祉サービス費並びに介護保険法の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給を受けたときは、支給額の調整が行われる場合があります。

● 介護費用を支払わない場合（重度障害の方のみ）

月額 21,500円

〔必要書類等〕

● 介護費用を支払っている場合

①申請書 ②診断書（介護手当用）③領収書 ④介護日数を証するもの

⑤申立書・介護実施明細書等（必要なときのみ）

⑥申請者名義の普通預金通帳 ⑦被爆者健康手帳 ⑧印鑑

● 介護費用を支払わない場合

①申請書 ②診断書（介護手当用）③申立書

④継続支給申請書（新規申請時）⑤申請者名義の普通預金通帳

⑥被爆者健康手帳 ⑦印鑑

(8) 被爆者介護手当付加金

介護手当を受給している方のうち、当該介護手当の受給額を超える介護費用を支払った方に支給されます。（介護手当の新規申請時に申請してください。）

〔支給額〕 月額 43,410円以内

〔必要書類等〕 ①申請書 ②被爆者健康手帳 ③印鑑

(9) 葬祭料

被爆者が死亡した場合、その葬祭を行う方（葬祭執行者）に支給されます。ただし、死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。

〔支給額〕 201,000円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②死亡診断書又は死体検案書（写しでも可）
③死体（埋）火葬許可証 ④葬祭執行者名義の普通預金通帳
⑤被爆者健康手帳 ⑥葬祭執行者の印鑑

(10) 認定被爆者弔慰金

認定被爆者が死亡した場合、葬祭料の申請者に支給されます。

〔支給額〕 10,000円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②葬祭執行者名義の普通預金通帳
③葬祭執行者の印鑑

(11) 被爆者特別検査促進手当

爆心地から1キロメートルの区域内で直接被爆した被爆者のうち、一般検査の結果、精密検査が必要であると診断され、本市が指定する医療機関で精密検査（特別検査）を受診した方に支給されます。

該当する方には通知をします。

〔支給額〕 年1回 500円

〔必要書類等〕 ①受給者証 ②被爆者健康手帳 ③印鑑

(12) 被爆身体障害者福祉手当

原子爆弾の傷害作用の影響による身体障害者の方で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級、2級若しくは3級に該当する方又は原子爆弾の傷害作用の影響による著しい熱傷瘢痕若しくは外傷瘢痕が頭部、顔面部等にある方に支給されます。

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕 月額 16,880円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②診断書（被爆身体障害者福祉手当用）
③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

(13) 被爆者在宅高齢者福祉手当

単身で居宅生活を営んでいる被爆者で、配偶者及び民法第877条第1項に定める扶養義務者のうち、子がない方に支給されます。

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び被爆身体障害者福祉手当との併給はできません。

〔支給額〕 月額 3,000円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②申立書

③戸籍謄本等（配偶者及び子がないことを証明するもの）

④申請者名義の普通預金通帳 ⑤被爆者健康手帳

⑥印鑑 ⑦その他市長が必要と認める書類

(14) 被爆者生活特別手当

医療特別手当又は特別手当を受給している認定被爆者のうち、生活保護を受けている方に支給されます。

〔支給額〕 月額 4,000円

〔必要書類等〕 ①申請書 ②医療特別手当証書又は特別手当証書

③被爆者健康手帳 ④申請者名義の普通預金通帳 ⑤印鑑

(15) 認定被爆者通院交通費

認定被爆者のうち医療特別手当を受給している方で、認定疾病の治療のため、通院している方に支給されます。

〔支給額〕 通院日数に応じ、通院するために利用した公共交通機関（タクシーを除く。）の運賃の認定額

〔必要書類等〕 ①申請書 ②被爆者健康手帳 ③印鑑

5 介護保険利用料助成など

介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定（施設サービスにあっては、要介護認定）を受けている被爆者の方が、次の介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担1割に相当する額が公費助成・公費負担されます。

(1) 介護保険サービスに対する利用料助成(公費助成)

次のとおり利用料助成金として公費助成されます。

サ ー ビ ス の 種 類			公費助成の内容
介護 給付	居宅サービス	訪問介護（低所得世帯の被爆者に限る。）(※1)	介護保険サービス に要した保険給付対 象費用の利用者負担 1割に相当する額
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護（※2）	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	施設サービス	介護老人福祉施設への入所	
予 防 給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護（低所得世帯の被爆者に限る。）(※1)	
		介護予防通所介護（デイサービス）	
		介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護（※2）	

(※1) 低所得世帯とは、世帯の生計中心者に所得税が課されていない世帯（生活保護受給世帯を含む。）をいいます。

(※2) 平成21年4月以降に利用したサービスが公費助成の対象になります。

〔手 続〕 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。

ただし、訪問介護、介護予防訪問介護については、「被爆者訪問介護利用料助成金受給資格認定通知書兼受給者証」の提示も必要ですので、あらかじめ申請して交付を受けてください。

なお、介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担を支払った場合は、領収書等を添付し申請することで払戻しを受けることができます。この場合、介護保険法の高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費並びに障害者自立支援法の高額障害福祉サービス費の支給を受けたときは、支給額の調整が行われる場合があります。

(2) 介護保険サービスに対する医療の給付（公費負担）

次のとおり被爆者一般疾病医療費として公費負担されます。

サ ー ビ ス の 種 類			公費負担の内容
介護給付	居宅サービス	訪問看護	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担1割に相当する額
		訪問リハビリテーション	
		居宅療養管理指導	
		通所リハビリテーション(デイケア)	
		短期入所療養介護(ショートステイ)	
	施設サービス	介護老人保健施設への入所	
		介護療養型医療施設への入院	
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハビリテーション	
		介護予防居宅療養管理指導	
		介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	
		介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	

〔手 続〕 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。

なお、介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担を支払った場合は、領収書等を添付し申請することで払戻しを受けることができます。この場合、介護保険法の高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費並びに障害者自立支援法の高額障害福祉サービス費の支給を受けたときは、支給額の調整が行われる場合があります。

※次のサービス等は、公費助成・公費負担の対象外です。

〈介護給付〉

●訪問入浴介護 ●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護） ●福祉用具の貸与
●居宅介護福祉用具購入費 ●居宅介護住宅改修費 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護

〈予防給付〉

●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）
●介護予防福祉用具の貸与 ●介護予防福祉用具購入費 ●介護予防住宅改修費 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※介護保険料滞納により利用者負担が介護保険サービスに要した保険給付対象費用の3割に相当する額になった場合、利用者負担の増額部分は公費助成・公費負担の対象外です。

6 税法上の特別措置など

(1) 税法上の特別措置

ア 特別障害者控除

(ア) 所得税（所得税法）

認定被爆者及びその認定被爆者を扶養する方は、特別障害者控除として所得控除を受けることができます。

(イ) 住民税（地方税法）

認定被爆者及びその認定被爆者を扶養する方は、住民税についても所得税と同様に、特別障害者控除として所得控除を受けることができます。

(ウ) 相続税（相続税法）

認定被爆者が相続する場合、特別障害者控除として税額控除を受けられることがあります。

イ 少額貯蓄非課税制度

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当を受給している被爆者は、少額預金利子非課税制度等の対象となり、利子が非課税所得になります。（元本に限度額があります。）

ウ 住民税の非課税制度（地方税法）

認定被爆者は、前年の合計所得金額が125万円以下であれば、住民税が非課税になります。

(2) 施設利用料等の減免

認定被爆者が、施設の利用の際に原爆障害者章を提示した場合、次の使用料などが減免されます。

平和記念資料館観覧料、健康科学館観覧料、広島城観覧料、森林公園昆虫館入館料、安佐動物公園入園料、植物公園使用料、ファミリープール使用料、広域公園使用料（テニスコート）

※ この他の施設においても、使用料などが減免される場合がありますので、ご利用の際、各施設にお問い合わせください。

(3) 被爆者保養施設の利用

(平成23年3月1日現在)

名 称 ・ 所 在 地	利 用 料 金	申 込 先
広島原爆被爆者療養研究センター (神田山荘) 広島市東区牛田新町一丁目16-1 ☎(082)228-7311	入場料 被爆者 広島県内居住者 250円 広島県外居住者 500円 一 般 65歳以上 700円 65歳未満 1,000円 小学生 500円 幼 児 3歳以上 300円 被爆者付添広島県内居住者1名まで 250円 被爆者付添広島県外居住者1名まで 500円 宿泊料(1泊 食事料金は別途必要) 被 爆 者 3,150円 一 般 3,670円 小 学 生 3,150円 被爆者付添1名まで 3,150円 ※一般の方には、日帰り1日につき50円 宿泊1日につき150円の入湯税が別途 課税されます。 ※1室1名で利用する場合上記に 400円加算 1室2名で利用する場合上記に 1人当たり 200円加算	神田山荘 ・利用の6か月前の月の1日から 予約可 ・定休日(日帰り施設)第2水曜日 ・予約受付時間 9:00~17:45 ※一般で満65歳以上の方は、年齢の 確認できるものをご持参ください。
原爆被爆者有福温泉療養研究所 (有福温泉荘) 島根県江津市有福温泉町762-4 ☎(0855)56-2148	宿泊料(1泊3食) 被爆者・小学生 5,300円 付 添 6,500円 ※15名以上の団体が滞在する場合は、 宿泊料の5%の割引があります。	有福温泉荘又は(財)広島原爆障害対策協議会 (広島市総合健康センター内) ☎(082)243-2451 ・利用の3か月前の1日から予約可 ・予約受付時間8:30~17:00 (土・日曜日・休日は除く。) ・年末年始の利用の場合は、申込方法が異なり ます。詳しくは、有福温泉又は(財)広島原爆 障害対策協議会へ
小浜温泉原爆被爆者温泉保養所 (新大和荘) 長崎県雲仙市小浜町北本町943 ☎(0957)74-2546	宿泊料(1泊2食) 被 爆 者 4,950円 小 学 生 2,500円 一 般 6,650円 未就学児 無 料 (幼児食が必要な場合1,000円) 日帰り入浴 大人(中学生以上) 500円 小 学 生 250円	新大和荘 ・予約受付時間8:00~19:00 ・休館日 12月24、25、26日 ・詳しくは新大和荘へ
原爆被爆者療養センター (立山荘) 長崎県長崎市立山五丁目17-53 ☎(095)827-6054	入館料 被爆者 250円 高齢者(65歳以上) 250円 障害者 250円 小学生 250円 一 般 500円	入館利用(日帰り)のみ 利用時間 10:00~16:00 休館日 毎週水曜日、年末年始、お盆 詳しくは立山荘へ

※ 広島県内居住の被爆者が有福温泉療養研究所(有福温泉荘)で6泊7日以上宿泊した場合、1人1回1,000円の交通費補助を、また、広島市内居住の被爆者が広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)で宿泊した場合、1人年1回600円の療養費補助を現地で受けることができます。詳しくは、宿泊予約時にお問い合わせください。

※ 有福温泉療養研究所(有福温泉荘)へバスを往復利用する場合、交通費の割引があります。詳しくは(財)広島原爆障害対策協議会(広島市総合健康センター内☎(082)243-2451)へお問い合わせください。

※ 原子爆弾被爆者別府温泉療養研究所(別府原爆センター)は、平成23年5月に閉鎖されました。

7 被爆者健康手帳等の申請

本市へ申請できるのは、広島市内に居住し、次のいずれかに該当する方です。

(1) 被爆者健康手帳

ア 直接被爆者

原子爆弾が投下された際、当時の次の区域内に在った方

(ア) 広島市内

(イ) 広島県安佐郡祇園町

(ウ) 広島県安芸郡

① 戸坂村のうち、狐爪木

② 中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田

③ 府中町のうち、茂陰北

イ 入市者

原子爆弾が投下されたあと、昭和20年8月20日までに爆心地からおおむね2キロメートルの区域内に立ち入った方

ウ 救護・看護、死体処理に従事した方等

原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった方

昭和20年8月20日までに、

① 15人以上（病室などの閉鎖された空間の場合は5人以上）の被爆して負傷した者が収容されている収容施設などにおおむね2日以上とどまった人

② 被爆して負傷した者5人以上（1日当たり）と接触した人

③ ①、②には該当しないが、それらに相当する被爆事実が認められる人

エ 胎児

上記のいずれかに該当する方の胎児で、昭和21年5月31日までに生まれた方

〔必要書類等〕 ①申請書 ②証明書等 ③印鑑

(2) 第一種健康診断受診者証

ア 原子爆弾が投下された際、当時の次の区域内に在った方

(ア) 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原

(イ) 広島県佐伯郡

① 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下

② 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川 ③ 石内村

④ 八幡村のうち、利松、口和田及び高井

(ウ) 広島県安佐郡

① 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神 ② 日浦村のうち、毛木二

③ 戸山村 ④ 安村のうち、長楽寺及び高取 ⑤ 伴村

イ 胎児

上記のいずれかに該当する方の胎児で、昭和21年5月31日までに生まれた方

〔必要書類等〕 ①申請書 ②証明書等 ③印鑑

なお、第一種健康診断受診者証の交付を受けた方が、健康診断の結果、特定の疾病（健康管理手当の支給要件となる障害を伴う疾病）があると認められた場合、被爆者健康手帳の交付を受けることができます。

※ 長崎で被爆し、現在広島市内に居住している方は、被爆者健康手帳及び健康診断受診者証（第一種・第二種）の申請ができますので、詳細については、原爆被害対策部援護課第一・第二認定係までお問い合わせください。

8 在外被爆者に対する援護施策など

(1) 在外被爆者支援事業

日本国外に居住されている方に、以下の支援事業を行っています。

①渡日を支援する事業	
手帳交付渡日支援事業	新たに被爆者健康手帳又は健康診断受診者証（第一種・第二種）の交付申請のために渡日する場合、旅費等が支給されます。
渡日治療支援事業	既に被爆者健康手帳の交付を受けている方が渡日して治療を受ける場合、旅費等が支給されます。
②居住国における保健医療面の支援を行う事業	
保健医療助成事業	被爆者健康手帳又は被爆時状況確認証の交付を受けている方が、居住国の医療機関において必要な医療を受けた場合の医療費について、一定の額を限度に助成されます。
医師等派遣事業	日本から派遣された専門医等により、居住国での健康診断や健康相談が実施されます。

(2) 日本国外からの被爆者健康手帳・手当・葬祭料等の申請

日本国外に居住されている方は、渡日しなくても、お住まいの地域に設置されている日本国政府の大使館等において、以下の申請をすることができます。

- ア 被爆者健康手帳及び第一種・第二種健康診断受診者証
- イ 認定被爆者
- ウ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当また、日本国外にお住まいの被爆者の方が亡くなられた際の葬祭料

9 原爆被爆者対策予算の状況

国及び本市における原爆被爆者対策の予算の状況は次のとおりです。

区 分	平成22年度	平成23年度	対前年度比
国予算額	1,549億7,476万円	1,478億2,759万5千円	95.4%
市予算額	388億2,772万4千円	379億4,394万9千円	97.7%
国・県負担額	370億4,759万3千円	360億1,449万5千円	97.2%
市負担額	17億8,013万1千円	19億2,945万4千円	108.4%

被爆者相談・手当等の申請・受付窓口

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

中 区 厚 生 部	健 康 長 寿 課	☎(082)504-2528 (直 通)
〒730-8565	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	
東 区 厚 生 部	健 康 長 寿 課	☎(082)568-7729 (直 通)
〒732-8510	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	
南 区 厚 生 部	健 康 長 寿 課	☎(082)250-4108 (直 通)
〒734-8523	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	
西 区 厚 生 部	健 康 長 寿 課	☎(082)294-6235 (直 通)
〒733-8535	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	
安佐南区厚生部	健 康 長 寿 課	☎(082)831-4942 (直 通)
〒731-0194	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	
安佐北区厚生部	健 康 長 寿 課	☎(082)819-0586 (直 通)
〒731-0221	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	
安芸区厚生部	健 康 長 寿 課	☎(082)821-2808 (直 通)
〒736-8555	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	
佐伯区厚生部	健 康 長 寿 課	☎(082)943-9731 (直 通)
〒731-5195	佐伯区海老園2-5-28 (佐伯区役所内)	
広島市役所原爆被害対策部	援護課第一認定係 ☎(082)504-2193〔手帳〕 援護課第二認定係 ☎(082)504-2776〔手帳〕 援 護 課 援 護 係 ☎(082)504-2194〔各種手当〕 援 護 課 援 護 係 ☎(082)504-2195〔認定被爆者・健康診断・医療〕 被爆者相談ダイヤル ☎(082)504-2196	
〒730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6-34	



平成23年4月発行

このお知らせは再生紙を使用しています。